

平成十三年七月二十三日受領
答弁第一〇五号

内閣衆質一五一第一〇五号

平成十三年七月二十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員北川れん子君提出外国人登録証の常時携帯提示義務等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員北川れん子君提出外国人登録証の常時携帯提示義務等に関する質問に対する答弁書

一について

1 昭和五十五年から平成十二年までの各年に警察において検挙（検察官に送致）した外国人登録証明書（以下「登録証明書」という。）の常時携帯義務違反に係る外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号。以下「外登法」という。）違反事件について、検挙件数は別表一、被疑者の国籍・地域別の検挙件数は別表二、永住者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）別表第二の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者をいう。以下同じ。）、「特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下「入管特例法」という。）に定める特別永住者をいう。以下同じ。）別の検挙件数は別表三のとおりである。

なお、別表三に注として記載したところのほか、次に掲げる数については、統計がないので答弁することができない。

(一) 警察において検挙した登録証明書の受領義務違反に係る外登法違反事件の件数

(二) 昭和五十五年から平成十二年までの各年に海上保安庁において検挙した登録証明書の常時携帯義務違反又は受領義務違反に係る外登法違反事件の件数

2 昭和五十八年から平成十二年までの各年に警察において検挙（検察官に送致）した登録証明書の指示義務違反に係る外登法違反事件について、検挙件数は別表四、被疑者の国籍・地域別の検挙件数は別表五、永住者、特別永住者別の検挙件数は別表六のとおりである。

なお、別表六に注として記載したところのほか、次に掲げる数については、統計がないので答弁することができない。

(一) 昭和五十五年から昭和五十七年までの各年に警察において検挙した登録証明書の提示義務違反に係る外登法違反事件の件数

(二) 昭和五十五年から平成十二年までの各年に海上保安庁において検挙した登録証明書の提示義務違反に係る外登法違反事件の件数

二について

昭和五十五年から平成十二年までの各年に警察において検挙（検察官に送致）した旅券等の常時携帯義務

務違反又は呈示義務違反に係る入管法違反事件について、検挙件数は別表七、被疑者の国籍・地域別の検挙件数は別表八、被疑者の在留資格別の検挙件数は別表九のとおりである。

なお、別表九に注として記載したところのほか、次に掲げる数については、統計がないので答弁することができない。

1 警察において検挙した旅券等の常時携帯義務違反又は呈示義務違反に係る入管法違反事件の各違反別の件数

2 昭和五十五年から平成十二年までの各年に海上保安庁において検挙した旅券等の常時携帯義務違反又は呈示義務違反に係る入管法違反事件の件数

三について

いわゆる不法入国者や不法残留者が多数存在する等の我が国の現状においては、外国人が合法的な在留者であるか否か等を確認し、その居住関係及び身分関係を即時に把握するためには、登録証明書の常時携帯制度は合理的かつ必要なものであると考えている。

四について

法務省においては、入国警備官の職務執行について、お尋ねの「生活圈」という基準を用いた運用は行っており、また、警察においても、登録証明書の常時携帯義務違反の検挙等について、「生活圈」という基準を用いた運用は行っていない。

五について

お尋ねの「携帯呈示義務の運用」及び「運用における通知、内規等」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、法務省においては、入国警備官が旅券等の常時携帯義務又は呈示義務に違反した外国人を認められた場合の刑事告発手続については、告発書の様式を定めた昭和五十八年十二月二十三日付け法務省管警第三百四十四号通達以外に通知、内規等はなく、また、警察庁においては、旅券等の常時携帯義務違反又は呈示義務違反の検挙については、運用の基準を定めた通知、内規等はない。

六について

御指摘の登録証明書の取扱いについては、登録証明書に記載された居住地の地方公共団体を通じて、これが本人に受領されるよう努めているところである。今後とも、当該地方公共団体との連携の強化等を図ることにより、当該登録証明書が受領されるよう適正に対処してまいりたい。

別表一 昭和55年から平成12年までの各年に警察において検挙（検察官に送致）した登録証明書の常時携帯義務違反に係る外登法違反事件の検挙件数

	検挙件数
昭和55年	4,048
昭和56年	4,288
昭和57年	3,503
昭和58年	2,605
昭和59年	2,674
昭和60年	2,088
昭和61年	1,785
昭和62年	1,428
昭和63年	744
平成元年	231
平成2年	97
平成3年	42
平成4年	23
平成5年	13
平成6年	27
平成7年	30
平成8年	17
平成9年	21
平成10年	15
平成11年	10
平成12年	13

別表二 昭和55年から平成12年までの各年に警察において検挙（検察官に送致）した登録証明書の常時携帯義務違反に係る外登法違反事件の被疑者の国籍・地域別の検挙件数

	大韓 民国・ 朝鮮	中 国	イ ン ド	イ ン ド ネ シ ア 共 和 国	タ イ 王 国	フ ィ リ ピ ン 共 和 国	イ ギ リ ス	イ タ リ ア 共 和 国	ド イ ツ 連 邦 共 和 国	フ ラ ン ス 共 和 国	ロ シ ア 連 邦	ア メ リ カ 合 衆 国	カ ナ ダ	オ ー ス ト ラ リ ア 連 邦	そ の 他
昭和55年	3,761	156	4	2	3	9	6	1	4	1	1	25	3	1	71
昭和56年	4,033	168	3	0	5	13	10	0	7	2	2	16	2	3	24
昭和57年	3,245	156	3	0	4	17	4	0	3	4	0	26	3	1	37
昭和58年	2,397	139	2	1	2	12	7	0	3	0	1	13	1	0	27
昭和59年	2,484	120	1	4	7	17	3	0	0	0	0	10	2	3	23
昭和60年	1,890	112	0	1	2	31	3	0	1	1	0	11	1	1	34
昭和61年	1,594	86	1	1	2	35	6	1	5	0	0	11	2	0	41
昭和62年	1,271	95	1	2	2	20	2	0	3	0	1	11	0	0	20
昭和63年	652	64	1	1	0	13	2	0	0	1	0	1	0	0	9
平成元年	188	30	1	0	2	1	0	0	0	0	0	2	0	0	7
平成2年	74	16	0	0	0	4	0	0	0	0	0	1	0	0	2
平成3年	21	18	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
平成4年	8	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
平成5年	1	10	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
平成6年	6	14	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	5
平成7年	8	10	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	9
平成8年	6	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
平成9年	6	8	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	6
平成10年	1	7	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	5
平成11年	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
平成12年	9	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注1) 「中国」の検挙件数には、中華人民共和国、台湾及び香港等の被疑者の事件を含む。

(注2) 「イギリス」の正式名称は、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国である。

(注3) 昭和55年から平成2年までの「ドイツ連邦共和国」の検挙件数には、ドイツ民主共和国の被疑者の事件を含む。

(注4) 昭和55年から平成3年まで、「ロシア連邦」は、ソヴィエト社会主義共和国連邦である。

別表三 昭和55年から平成12年までの各年に警察において検挙（検察官に送致）した登録証明書の常時携帯義務違反に係る外登法違反事件の永住者、特別永住者別の検挙件数

	永住者	特別永住者
昭和55年	—	—
昭和56年	—	—
昭和57年	—	—
昭和58年	—	—
昭和59年	—	—
昭和60年	—	—
昭和61年	—	—
昭和62年	—	—
昭和63年	—	—
平成元年	—	—
平成2年	—	—
平成3年	12	—
平成4年	5	4
平成5年	0	1
平成6年	4	1
平成7年	2	5
平成8年	—	—
平成9年	—	—
平成10年	—	—
平成11年	—	—
平成12年	—	—

(注1) 昭和55年から平成2年までの永住者の検挙件数については、統計がない。

(注2) 特別永住者は、平成3年11月1日に施行された入管特例法により定められたが、同年の特別永住者の検挙件数については、統計がない。

(注3) 平成8年以降は、統計上の分類が変更されたため、永住者及び特別永住者に限った検挙件数は把握できない。

別表四 昭和58年から平成12年までの各年に警察において検挙（検察官に送致）した登録証明書の提示義務違反に係る外登法違反事件の検挙件数

	検挙件数
昭和58年	1
昭和59年	4
昭和60年	1
昭和61年	1
昭和62年	1
昭和63年	1
平成元年	0
平成2年	0
平成3年	0
平成4年	0
平成5年	0
平成6年	0
平成7年	0
平成8年	2
平成9年	2
平成10年	0
平成11年	0
平成12年	0

別表五 昭和58年から平成12年までの各年に警察において検挙（検察官に送致）した登録証明書の提示義務違反に係る外登法違反事件の被疑者の国籍・地域別の検挙件数

	大韓 民国・ 朝鮮	中 国	イ ン ド	イ ン ド ネ シ ア 共 和 国	タ イ 王 国	フ ィ リ ピ ン 共 和 国	イ ギ リ ス	イ タ リ ア 共 和 国	ド イ ツ 連 邦 共 和 国	フ ラ ン ス 共 和 国	ロ シ ア 連 邦	ア メ リ カ 合 衆 国	カ ナ ダ	オ ー ス ト ラ リ ア 連 邦	そ の 他
昭和58年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和59年	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和60年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和61年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和62年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和63年	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
平成元年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成2年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成3年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成4年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成5年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成6年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成7年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成8年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
平成9年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
平成10年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成11年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成12年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注1) 「中国」の検挙件数には、中華人民共和国、台湾及び香港等の被疑者の事件を含む。

(注2) 「イギリス」の正式名称は、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国である。

(注3) 昭和58年から平成2年までの「ドイツ連邦共和国」の検挙件数には、ドイツ民主共和国の被疑者の事件を含む。

(注4) 昭和58年から平成3年まで、「ロシア連邦」は、ソヴィエト社会主義共和国連邦である。

別表六 昭和58年から平成12年までの各年に警察において検挙（検察官に送致）した登録証明書の提示義務違反に係る外登法違反事件の永住者、特別永住者別の検挙件数

	永住者	特別永住者
昭和58年	—	—
昭和59年	—	—
昭和60年	—	—
昭和61年	—	—
昭和62年	—	—
昭和63年	—	—
平成元年	—	—
平成2年	—	—
平成3年	0	—
平成4年	0	0
平成5年	0	0
平成6年	0	0
平成7年	0	0
平成8年	—	—
平成9年	—	—
平成10年	—	—
平成11年	—	—
平成12年	—	—

- (注1) 昭和58年から平成2年までの永住者の検挙件数については、統計がない。
- (注2) 特別永住者は、平成3年11月1日に施行された入管特例法により定められたが、同年の特別永住者の検挙件数については、統計がない。
- (注3) 平成8年以降は、統計上の分類が変更されたため、永住者及び特別永住者に限っての検挙件数は把握できない。

別表七 昭和55年から平成12年までの各年に警察において検挙（検察官に送致）した旅券等の常時携帯義務違反又は呈示義務違反に係る入管法違反事件の検挙件数

	検挙件数
昭和55年	260
昭和56年	69
昭和57年	0
昭和58年	76
昭和59年	82
昭和60年	106
昭和61年	130
昭和62年	145
昭和63年	87
平成元年	153
平成2年	253
平成3年	291
平成4年	470
平成5年	723
平成6年	1,181
平成7年	1,166
平成8年	1,333
平成9年	1,963
平成10年	1,953
平成11年	2,072
平成12年	1,794

別表八 昭和55年から平成12年までの各年に警察において検挙（検察官に送致）した旅券等の常時携帯義務違反又は呈示義務違反に係る入管法違反事件の被疑者の国籍・地域別の検挙件数

	大韓民国・朝鮮	中国	イラン・イスラム国	インドネシア	社会主義主義共和国	タイ王国	パスタム共和国	ベトナム共和国	フィリピン共和国	マレーシア	ミャンマー連邦	イギリス	イタリア共和国	ドイツ連邦共和国	フランス共和国	ロシア連邦	アメリカ合衆国	カナダ	コロンビア共和国	ペルー共和国	チリ共和国	オーストラリア連邦	その他
昭和55年	47	53	—	19	5	4	—	—	49	—	—	21	0	2	2	1	5	1	—	—	—	1	50
昭和56年	11	16	—	0	2	1	—	13	—	—	—	4	0	1	0	2	3	2	—	—	—	—	14
昭和57年	0	0	—	0	0	0	—	0	0	—	—	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	0
昭和58年	27	13	—	0	0	4	—	—	16	—	—	2	1	1	0	3	4	0	—	—	—	2	7
昭和59年	9	18	—	0	1	1	—	—	30	—	—	3	0	0	1	4	1	—	—	—	—	—	15
昭和60年	15	17	—	0	0	6	—	—	58	—	—	0	0	0	0	1	1	—	—	—	—	—	6
昭和61年	13	11	—	1	0	2	—	—	86	—	—	1	0	0	0	1	0	—	—	—	—	—	15
昭和62年	10	9	—	2	0	11	—	—	94	—	—	—	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	18
昭和63年	20	5	—	0	0	14	—	—	38	—	—	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	10
平成元年	25	19	—	0	2	54	—	—	37	—	—	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	16
平成2年	20	6	—	0	0	146	—	—	53	—	—	1	0	0	0	1	1	—	—	—	—	—	26
平成3年	40	17	15	0	0	124	17	50	9	8	0	0	0	0	0	1	0	6	0	0	0	0	3
平成4年	18	82	36	0	1	226	10	64	8	1	2	2	0	0	1	0	0	8	0	0	1	0	2
平成5年	18	96	46	2	1	359	33	76	37	3	1	0	0	0	1	0	0	9	17	1	1	1	14
平成6年	61	235	153	6	5	322	53	20	153	37	12	0	0	0	0	4	1	21	37	17	17	0	26
平成7年	68	292	119	9	5	277	67	23	134	41	11	1	0	1	0	2	1	24	45	11	11	0	26
平成8年	126	371	136	14	5	224	61	23	185	28	17	2	0	1	0	1	4	38	35	35	4	1	46
平成9年	129	816	109	16	7	226	107	37	233	34	23	3	0	0	0	9	3	56	42	18	18	0	69
平成10年	181	950	56	18	9	228	68	31	243	12	17	2	1	0	0	7	2	13	29	17	17	0	55
平成11年	273	1,098	43	7	6	194	61	37	183	10	16	2	0	0	0	7	2	16	37	6	6	0	58
平成12年	195	1,000	57	7	9	124	32	27	154	8	21	2	0	0	1	10	2	14	36	11	11	2	67

(注1) 「中国」の検挙件数には、中華人民共和国、台湾及び香港等の被疑者の事件を含む。
 (注2) 「イギリス」の正式名称は、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国である。
 (注3) 昭和55年から平成2年までの「ドイツ連邦共和国」の検挙件数には、ドイツ民主共和国の被疑者の事件を含む。
 (注4) 昭和55年から平成3年までの「ロシア連邦」は、ソヴィエト社会主義共和国連邦である。
 (注5) 昭和55年から平成2年までの「イラン・イスラム共和国」、「スリ・ランカ民主社会主義共和国」、「パキスタン・イスラム共和国」、「ベネズエラ共和国」の検挙件数については、統計がなく、「その他」に計上されている。
 イシヤ」、「ミャンマー連邦」、「コロンビア共和国」、「ペルー共和国」及び「ナイジェリア連邦共和国」の検挙件数については、統計がなく、「その他」に計上されている。

別表九 昭和55年から平成12年までの各年に警察において検挙（検察官に送致）した旅券等の常時携帯義務違反又は呈示義務違反に係る入管法違反事件の被疑者の在留資格別の検挙件数

	興 行	短 期 滞 在	留 学	就 学	研 修	永の特別 住配者、 住偶者永 住等住 者及び 住者	定 住 者	在 留 資 格 な し	そ の 他
昭和55年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和56年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和57年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和58年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和59年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和60年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和61年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和62年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和63年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成元年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成2年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成3年	15	157	2	1	1	—	0	89	26
平成4年	20	211	1	5	1	0	0	186	46
平成5年	0	233	2	10	4	1	3	366	104
平成6年	22	142	2	11	0	4	3	759	238
平成7年	10	127	2	8	3	4	3	578	431
平成8年	5	76	6	13	2	0	4	1,040	187
平成9年	8	98	13	17	5	5	16	1,691	110
平成10年	7	81	2	12	6	1	22	1,706	116
平成11年	7	103	9	12	1	5	17	1,805	113
平成12年	5	70	4	13	2	3	13	1,588	96

(注1) 昭和55年から平成2年までの被疑者の在留資格別の検挙件数については、統計がない。

(注2) 特別永住者は、平成3年11月1日に施行された入管特例法により定められたが、同年の特別永住者の検挙件数については、統計がない。